令和2年度第9回農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和2年12月11日(金) 午後1時30分から午後3時30分
- 2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室
- 3. 出席委員 (24名)

会	長	4番	濱	田		香	会長職務代理者	6番	田	渕		緑
委	員	1番	安	東	和	彦	委 員	14番	福	安		修
J.	ı	2番	村	田	幸	範	IJ	15番	上	田	壽	_
J.	ı	3番	河	毛	早	苗	IJ	16番	藏	内	敏	博
J.	ı	5番	下	田	義	男	IJ	17番	砂	JII	重	雄
J.	ı	7番	建	部	憲		IJ	18番	依	藤	利	_
J.	ı	8番	Ш	上	信	温	IJ	19番	竹	森		潔
J.	ı	9番	猪	\Box		実	IJ	20番	香	Ш		恵
J.	ı	10番	福	田	克	彦	IJ	21番	柳	田	和	廣
J.	ı	11番	中	村		精	IJ	22番	石	谷		隆
J.	ı	12番	福	田	淳-	一郎	IJ	23番	加	藤		修
J.	ı	13番	Ш	田	進		IJ	24番	岩	永	īF.	司

- 4. 欠席委員 (なし)
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議事

議案第	5 0	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	5 1	号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	5 2	号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	5 3	号	農地転用事業計画変更申請について
議案第	5 4	号	非農地証明について
議案第	5 5	号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	5 6	号	鳥取市農用地利用配分計画について

- 第3 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
 - (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
 - (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
 - (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
 - (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
 - (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 6. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 西村(会)

開会:午後1時30分

議長

定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第9回農業委員会総会を開会します。 まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在24名の出席ですので、会議は 成立しております。

次に、議事録署名委員には、9番 猪口委員、10番 福田克彦委員を指名します。では、議事に入ります。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号31と32は譲受人が同一のため関連事案として一括審議します。 事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

整理番号31番につきましては、河原町袋河原地内の田1筆、763㎡を売買により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は52アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。

以上で説明を終わります。

整理番号32番につきましては、河原町袋河原地内の田1筆、817㎡を売買により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は52アールとなり、 要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

岩永委員

この案件は、私が関わっており、(次の整理番号32の申請地と)一枚の田んぼとなっています。同じ部落内の譲受人に買ってもらうようにまとまった案件で、この度、3条申請となりました。譲受人は、自分の田んぼ一枚と畑をつくっておられまして、機械も全て整えられて真面目にやっておられます。畑の方は野菜を作っておられて、道の駅に出したりしてまめにされておられる方です。年は70手前くらいの方です。また、これからも元気に作られると思います。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号31番及び整理番号32番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

続きまして整理番号33番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号33番につきましては、河内地内の畑2筆、合計283㎡を売買により所有権 移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は141アールとなり、 要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議長では、担当農業委員の報告をお願いします。

加藤委員 譲渡人は河内の出身の方で、湖山の方に住んでいます。実家の方は留守のようです。近 所の譲受人が譲ってもらえないかということで売るという話になりました。現在、畑としてきれいに作ってあります。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議

長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号33番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号34番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号34番につきましては、伏野地内の畑1筆、566㎡を贈与により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1.5 km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は38アールとなり、要件を満たしておりませんので、許可することはできません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

川上委員

譲受人のご夫妻と佐々木推進委員と4名で現地確認しました。譲渡人と譲受人は親戚関係です。今までは、砂畑でして湖東大浜土地改良区の灌水も完備しており、申請地を借りて耕作されておられる方がおりました。その方が(耕作)できないということです。

譲受人は、78歳なっておりまして、主人の実家に引き取ってもらいたいようでした。 (取得後の)所有農地が387ールしかなく、下限面積に達しておりません。譲受人が(追加で)農地であると申し出た土地の現地確認をしましたが、1箇所 (の二筆)は集落内にある (合計)約286㎡の畑でございます。あと、2個所 (4年)に渡りまして原野がございます。270㎡と792㎡ありますけど、実際そこに行きつく道は、木が茂って通路がない状況でございます。現地まで行けない全くの原野であることを確認しております。農地であるという認識を持てない土地でした。

議 長

では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

岩永委員

下限の問題なんですけど、こうやって土地が県外の所有者という場合に、県内の地元の人に所有権を移すというためにも、下限の面積を、今後下げるという方向で検討するということでどうでしょうか。

議

ご意見ありがとうございました。岩永委員より下限面積の検討というご意見をいただきました。年に1回そういう話し合いの場がありますので、その時に検討したいと思います。

その他、質問やご意見はありますか。

建部委員

下限面積が足らないのであれば、20アールとか30アール、利用権設定して、借りて申請してはどうでしょうか。何とかいい具合にしてあげたいと思います。

議

長

長

そうですね。事務局どうぞ。

事 務 局

建部委員さんのおっしゃるとおりです。窓口で相談があった際に、どうしたら、下限面積をクリアできるかを説明しておりまして、借りる方法も一つあると説明させていただきましたが、ちょっと理解していただけないようなところがありまして、申請に至っております。

議

申請の段階で、そのようなアドバイスをされているようですので、今回はそのことを聞いた上で、申請されるというようなことでして、そのような現状を持って皆さんに審議していただきたいと思います。

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号34番について、法的にクリアしていないということで、不許可ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

反対多数と認め、本案は不許可決定と致します。

続きまして整理番号35番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号35番につきましては、福部町湯山地内の畑1筆、747㎡を売買により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から約23km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は53アールとなり、 要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

香川委員

皆さんがお気づきだと思いますが、譲受人は八頭町の方で、福部で7畝の畑を購入しようとするということで、違和感を感じまして、直接、買受人に連絡をとって、まず、確認しました。本当に畑として作っていただけるのでしょうかという確認をしました。砂畑を探しとったから、是非、砂畑を欲しいということで、たまたま、そこが砂の畑ですので、許可がでれば、来年の春から作るということで確認を致しましたが、八頭から福部まで通うということになると30分以上の距離になりますので、本当にできるだろうかともう一

つ、深く探りをいれてみました。その中で分かったことは、畑の20から30m隣の土地がありまして、実は、そこの土地を以前、譲受人が購入されたと そこは農地ではありませんから購入できるわけですけど その時に、一緒に畑も買って欲しいという申し出を受けていたらしいのですが、農地だということで、いろいろな手続きあるので、そこの土地だけが置き去りになっていたようです。また、新たに譲渡人の娘さんから畑の方も買って欲しいという話があって購入しようということで決意されたという経緯がございました。

私と推進委員、そして事務局と3名で現地の確認をしました。現地は、以前、田んぼであったところが埋め立てた畑地となっております。購入する畑の右隣はらっきょう畑として耕作してありますし、左(隣)は他の人が野菜を作っておられました。東隣は、田んぼとして作っておられまして、その田んぼを挟んだ隣が譲受人所有の土地です。譲受人は重機も持っておられるということで、買われた土地に重機も置かれてありますし、事務所として1階を使っておられます。そこにお母さんが事務所の番に、毎日来てるので、お母さんも畑を利用されます。そこの畑は耕作放棄地になっておりましたけども、草丈もそんなにまだ高くないし、トラクターでロータリーをかければ、いつでも作れる状態ですけども、実はアカシヤの木が2本ほど生えておりまして、自分の所で持っている重機でアカシヤを伐根して春からは畑にしますので、よろしくお願いしますということだったので、チェックシートに照らし合わせても問題ありませんし、春からは、伐根して間違いなく畑にしますと確約をいただいております。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号35番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 整理番号36番は取下げになりましたので、整理番号37事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号37番につきましては、古郡家地内の畑2筆、合計323㎡を売買により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、

譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から約5kmに位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号農作業常時従事要件ですが、

申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、

申請地の下限面積 50 アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は 72 アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号地域との調和要件ですが、

申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

下田委員

譲受人は、現在、若葉台の方に住んでおられますが、申請地の地区の出身です。将来、 その土地を使ってぶどうの栽培をしたいということでございまして、周辺地域における農 地の総合的な利用の確保に支障はないと判断しました。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長

では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号37番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事 務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第51号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

整理番号14番につきましては、墓地を転用目的とするものです。

申請地は、鹿野町河内地内の畑1筆、59㎡のうち45㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。

以上で説明を終わります。

議 長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員

現在の墓地は、裏山の段々になっている中間位にあり、これから年を重ねると管理もやりにくいということで、自宅の隣に移転したいというものです。チェックリストに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長

│ では、質疑・意見はございませんか。

猪口委員

残りの14㎡は農地として残っているのですか。

砂川委員

隣の土地がもともと畑で、残りの畑を全部使って墓地にはしないので、畑として残ります。

依藤委員

周辺地域、みなさんの同意はとってありますか。

砂川委員

同意はとってあると確認しております。

事 務 局

生活環境課の方に墓地等経営に関する事前審査申請書を提出しておられますし、それに対して墓地経営同意書ということで、墓地周辺100m以内の人家の該当住民に同意をいただいておりますので、問題ないと判断します。

議

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

|議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局 の説明を求めます。

事務局 議案第52号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

整理番号38番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。

申請地は、福部町湯山地内の畑1筆、485㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

香川 委員 12月3日に、担当推進委員及び事務局、譲受人と現地確認しました。申請地の東側には事務所が建っており、その向かい側には以前、許可をいただいた駐車場がありますが、

事務所の隣にも駐車場が必要ということで、以前にも駐車場で許可していますが、まだ必要ですかと確認しましたが、駐車場も手狭になってきたから必要とのことで、今回の申請がでております。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用す

ることに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号38番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号39番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号39番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。

申請地は、河原町稲常地内の田1筆、717㎡のうち226.61㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

岩 永 委 員 譲渡人、譲受人は親子でありまして、譲受人の息子さんが住宅を建築するというもので ございます。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用するこ

とに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号39番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号40番を審議します。事務局の説明を求めます。

整理番号40番につきましては、住宅敷地の拡張を転用目的とするものです。

申請地は、青谷町青谷地内の田1筆、23㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地 に該当し、許可根拠は、既存施設の拡張です。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

竹森委員 12月5日に、担当才

12月5日に、担当推進委員及び事務局、譲受人の母と現地確認をしました。申請地は、もうすでに住宅敷地となっており、無断転用した事案になります。今回は追認許可ということになります。譲渡人の相続手続きができてなくて、平成27年に現在の名義になっており、その時に手続きをしないといけなかったが、今回の申請になったという顛末書が提出してあります。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号40番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号42番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号42番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。

申請地は、青谷町青谷地内の畑1筆、259㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300m以内の農地に該当し、青谷支所から300m以内となっております。

申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。

申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

竹 森 委 員 申請書の添付書類として、本人確認用に、全部事項証明書が必要ですが、許可申請書の 住所と氏名、全部事項証明書の住所と氏名が異なっております。事務局はどのように真正 な所有者かどうか確認されましたか。事務局の意見をお願いしたいです。

|議 長| では、事務局お願いします。

事 務 局

全部事項証明書と許可申請書の住所と氏名が違うので、どのように本人確認したのかということですが、住民票の提出を求めました。そちらに現在の許可申請書の住所、前住所に全部事項証明書と同じ住所が記載されております。それで本人確認といいますか、譲渡人の確認をとりましたし、あとは事務局で管理している農家台帳に載っている生年月日と住民票の生年月日が一致しておりますので、本人で間違いないという風に判断いたしましたので、申請書の方を受理させていただいております。

竹森委員

事務局の説明では、現在の全部事項証明書の所有者と間違いないということですので、報告をさせていただきます。申請地は、雑草の生えている休耕地で、住宅建築を転用目的とするもので、設計図面や被害防除計画書等、提出書類も揃っております。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号42番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 では議案第53号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第53号農地転用事業計画変更申請について説明します。

整理番号3番につきましては、従前の許可内容は店舗の設置であり、着工時期の変更を 事由とした事業計画の変更になります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員 現地は田のままで、何ら変わっておりません。着工時期の変更については、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号3番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 では議案第54号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第54号非農地証明について説明します。

整理番号130番の申請地は、気高町奥沢見地内の田1筆、畑1筆、合計1,082㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

柳田委員

12月4日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、一部が水尻池の敷地となっているほか、砂利が敷かれ、倉庫およびコンテナが設置されており、資材置場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長

では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

|議 長| 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号130番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号131番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号131番の申請地は、気高町酒津地内の畑3筆、合計508㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

以上で説明を終わります。

議 長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

柳田委員

12月4日に申請人、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請人に聞き取りしたところ、国道9号線が整備された頃から耕作放棄しており、申請地の現況は、雑木が繁茂し山林原野化しておりました。日当たりも悪く生産性が低い農地で、長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議

では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議長

長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号131番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

続きまして整理番号132番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号132番の申請地は、佐治町津無地内の畑4筆、合計9,377㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため自然潰廃および人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。

以上で説明を終わります。

議長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

福安委員

12月4日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、一部が 雑種地となっているほか、雑木が繁茂し山林原野化しておりました。長期間耕作放棄され、 自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から2 0年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、 承認することに問題ないと判断します。

議

長しては、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし) 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議 整理番号132番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 議 長 続きまして整理番号133番を審議します。事務局の説明を求めます。 整理番号133番の申請地は、田園町一丁目地内の田1筆、1、149㎡です。申請事 務局 由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 会長職務代理者 濱田委員 12月2日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建物敷 地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経 過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認する ことに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 議 長 (質疑・意見なし) 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議 長 整理番号133番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号134番を審議します。事務局の説明を求めます。 整理番号134番の申請地は、青谷町青谷地内の畑1筆、2、989㎡です。申請事由 事 務 局 は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 議 長 12月3日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。以前は梨の果樹園として 竹森委員 利用されておりましたが、申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し原野化しておりました。 長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認する ことに問題ないと判断します。 議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議 長 整理番号134番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号135番を審議します。事務局の説明を求めます。

|は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

事

務局

整理番号135番の申請地は、湖山町北一丁目地内の畑1筆、519㎡です。申請事由

川上委員			
加上委員 12月2日に担当推進委員および事務局と規地確認しました。申請地の現況は、推卓・報本が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然清廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見なし) 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 136番について、原薬のとおり可決しました。 (養護・主して整理番号 136番を審議します。事務局の説明を求めます。 素をまして整理番号 136番を審議します。事務局の説明を求めます。 事務局 競渉をまして整理番号 136番を審議します。事務局の説明を求めます。 東側間排作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 12月4日に担当推進委員および事務局と拠地確認しました。本件は先月および7月に申請のあった案件に近接した土地になります。申請地の現況は、上事用通路として利用されるなど類極地とかっており、階級地との境界が不明な状況でした。長期同耕作放棄され、自然消廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見なございませんか。 (質疑・意見なし) 基連番号 136番について、原薬のとおり可決しました。 (漢論なし) 現施電号 136番について、原薬のとおり可決しました。 (美麗なし) 現上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 138番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。申請事由は、人為的活廃地で毎日の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 12月1日に担当推進委員および事務局と関地確認しました。申請地は流縮になのののののののののののでは、部といます。 12月1日に担当推進委員および事務局と関地確認しました。申請地は流縮になののののののののののののののでは、知当農業委員の報告をお願いします。 12月1日に担当推進委員および事務局と関地確認しました。申請地は流縮になのののののののののでは、知当農業委員の報告をお願いします。 正は、担当農業委員の報告をお願いします。 では、担当農業を員の報告をお願いします。 では、担当農業を見りれる土地に該当しますので、承記することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。			以上で説明を終わります。
 雑木が繁茂し原野化しておりました。長期間排作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか、(質疑・意見なこ) ・ 意理番号 3.5 番について、原薬のとおり決定することにご異議ございませんか。(異議なしと認めます。よって、本業は原業のとおり可決しました。総きまして整理番号 1.3 6 番を審議します。事務局の説明を求めます。事務局の説明を求めます。事務局が関係性放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 中 村 委員申請のあった案件に近接した土地になります。申請地の現況は、工事用通路として利用されるなど継種地となっており、隣接地との境界が不明な状況でした。長期間耕作放棄され、自然治廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。(質疑・意見なし)以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 ・ では、質疑・意見はございませんか。(養証番号 1.3 8 番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。申請事由は、人為的法施建しと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。統治ままして整理番号 1.3 8 番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。中請事由は、人為的法施建いを終わります。 事 務 局 機理番号 1.3 8 番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。申請地は、人為的法施建でおり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利し、決計を指述を終わります。 正 12月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は道路拡幅の際の残地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利り、農地行政上も特に支険がないと認められる土地に該当しますので、承報することに問題ないと判断します。では、質疑・意見はございませんか。 定 12月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は道路拡幅の際のでがないと認められる土地に該当しますので、承報することに問題ないと判断します。 定 12月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は道路が暗の際のでいたと認められる土地に該当しますので、承報することに問題ないと判断します。 定 12月1日に担当推進を表しました。申請地は道路が暗の際のでいたと記述のより、申請地の現代は、「対しないというに対しました。」 定 12月1日に担当権法を表しました。申請申に対しました。」 定 12月1日に担当権法を表しました。申請申述とした。申請申述は、日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
議	川上委	員	雑木が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困
整理番号135番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号136番を審議します。事務局の説明を求めます。 事務局 整理番号136番の申請地は、気高町八東水地内の畑1筆、991㎡です。申請事由は、長期間排作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 12月4日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。本件は先月および7月に中請のあった案件に近接した土地になります。中詰地の現況は、工事用通路として利用されるなど維種地となっており、隣接地との境界が不明な状況でした。長期間耕作放棄され、自然清魔した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号136番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号138番を審議します。事務局の説明を求めます。 整理番号138番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 12月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は道路拡幅の際の残地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 遂 長 では、質疑・意見はございませんか。	議	長	
 総書まして整理番号136番を審議します。事務局の説明を求めます。 整理番号136番の申請地は、気高町八東水地内の畑1筆、991㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 中村委員 12月4日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。本件は先月および7月に申請のあった案件に近接した土地になります。申請地の現況は、工事用通路として利用されるなど雑種地となっており、隣接地との境界が不明な状況でした。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 蔵 では、質疑・意見はございませんか。(質疑・意見なし) 蔵 投 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号136番について、原案のとおり決定することにご異識ございませんか。(異議なし) 蔵 整理番号138番を審議します。事務局の説明を求めます。 事 務 局 整理番号138番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 定は、担当農業委員の報告をお願いします。 企は、担当農業委員の報告をお願いします。 企は、担当農業委員の報告をお願いします。 企は、担当農業委員の報告をお願いします。 企は、担当機業委員の報告をお願いします。 企は、担当機業委員の報告をお願いします。 企は、担当機業を員の報告をお願いします。 企は、担当機業を員の報告をお願います。 定は、担当機業を員の報告をお願います。 定は、担当機業を員の報告をお願います。 定は、担当機業を員の報告をお願います。 定は、担当機能として利用されておりませた。人為的遺廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 	議	長	整理番号135番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 12月4日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。本件は先月および7月に申請のあった案件に近接した土地になります。申請地の現況は、工事用通路として利用されるなど雑種地となっており、隣接地との境界が不明な状況でした。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号136番について、原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号138番でから20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 ・ では、担当農業委員の報告をお願いします。 ・ では、担当農業委員の報告をお願いします。 ・ では、担当農業委員の報告をお願いします。 ・ では、担当農業委員の報告をお願いします。 ・ では、担当農業委員の報告をお願いします。 ・ ことのでは、担当農業委員の報告をお願いします。 ・ ことのには、担当農業委員の報告をお願いします。 ・ ことのには、担当農業委員の報告をお願いします。 ・ ことのには、担当農業委員の報告をお願いします。 ・ ことのには、担当には、単純行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 ・ ことのでは、担当農業の表しますので、承認することに問題ないと判断します。	議	長	
中 村 委員 1 2月4日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。本件は先月および7月に申請のあった案件に近接した土地になります。申請地の現況は、工事用通路として利用されるなど雑種地となっており、隣接地との境界が不明な状況でした。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし) 説上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号136番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 義 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号138番を審議します。事務局の説明を求めます。 事 務 局 整理番号138番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 1 2月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は道路拡幅の際の残地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 では、質疑・意見はございませんか。	事務	局	長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
申請のあった案件に近接した土地になります。申請地の現況は、工事用通路として利用されるなど雑種地となっており、隣接地との境界が不明な状況でした。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。	議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
 (質疑・意見なし) 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号136番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。(異議なし) 養 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号138番を審議します。事務局の説明を求めます。 事 務 局 整理番号138番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。申請事由は、人為的 潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。 上 田 委 員 12月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は道路拡幅の際の 残地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 議 長 では、質疑・意見はございませんか。 	中村委	員	申請のあった案件に近接した土地になります。申請地の現況は、工事用通路として利用されるなど雑種地となっており、隣接地との境界が不明な状況でした。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断
整理番号136番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号138番を審議します。事務局の説明を求めます。 事務局 整理番号138番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。申請事由は、人為的 潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 では、担当農業委員の報告をお願いします。 上田委員 12月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は道路拡幅の際の 残地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。 人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支 障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 談長では、質疑・意見はございませんか。	議	長	
続きまして整理番号138番を審議します。事務局の説明を求めます。 整理番号138番の申請地は、竹生地内の田1筆、119㎡です。申請事由は、人為的	議	長	整理番号136番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
遺廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。 上 田 委 員 12月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は道路拡幅の際の 残地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。 人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支 障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。	議	長	
上田委員 12月1日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は道路拡幅の際の残地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。	事務	局	遺廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。
残地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。 人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支 障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。議長では、質疑・意見はございませんか。	議	長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
	上田委	員	残地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。 人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支
	議	長	

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号138番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし) 議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号139番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号139番の申請地は、用瀬町家奥地内の田1筆、399㎡です。申請事由は、 人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

安東委員 12月1日に担当推進委員、用瀬地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。 申請地の現況は、住宅が建築され、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。 人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号139番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号140番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号140番の申請地は、湯所町一丁目地内の畑1筆、618㎡です。申請事由は、 人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。

|議 長| では、担当農業委員の報告をお願いします。

河 毛 委 員 12月2日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が 建築され、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から 20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号140番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号141番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号141番の申請地は、国府町高岡地内の田1筆、1,646㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。 議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

福田克委員

12月3日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請人は県外在住であり、申請人に聞き取りしたところ、相続して以降は耕作しておらず、申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議

長

では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号141番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

続きまして整理番号142番は整理番号143番および144番と関連していますので 一括して審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号142番の申請地は、気高町勝見地内の畑2筆、合計412㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

整理番号143番の申請地は、気高町勝見地内の畑1筆、413㎡です。申請事由は、 長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

整理番号144番の申請地は、気高町勝見地内の畑1筆、232㎡です。申請事由は、 長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

以上で説明を終わります。

議 長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

中村委員

12月4日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、竹・雑木が繁茂し山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。また、申請人に聞き取りしたところ、今後、申請地では竹林伐採事業を計画しているとのことでした。

議長

では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号142番、143番および144番について、原案のとおり決定することにご 異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

続きまして整理番号145番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号145番の申請地は、鹿野町岡木地内の畑1筆、185㎡です。申請事由は、 長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。

以上で説明を終わります。

議長

では、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員

12月3日に担当推進委員、鹿野地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地は勝谷トンネルのすぐ近くで、山中で耕作しようと思えない立地であり、申請地の

現況は、雑草・雑木が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号145番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号146番を審議します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号146番の申請地は、里仁地内の畑1筆、72㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。

以上で説明を終わります。

議 長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

福田淳委員 11月30日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は県道沿いであり、申請地の現況は、庭として利用され、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

整理番号146番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議長異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では、議案第55号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第55号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。

鳥取市長から、令和2年12月25日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。

利用権を設定しようとするものが、新規39件、更新22件、合計61件で、面積は、 田88,687㎡、畑69,272㎡、その他0㎡、合計157,959㎡です。

権利種別の内訳は、賃借権49件、使用貸借による権利12件となっています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は 見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第55号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

|議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では、議案第56号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第56号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。

鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した 農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。

今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田19,125㎡、畑3,971㎡、その他0㎡。権利種別の内訳は、賃借権9件、使用貸借による権利0件となっています。

農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。

議長

では、質疑・意見はございませんか。

(質疑・意見なし)

議長

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第56号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (4) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (5) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (6) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議 長

その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)

議 長

それでは次に、その他の検討事項に移ります。

議 長

農家相談会について、事務局お願いします。

事 務 局

お手元に配布してあります農家相談会の結果をご覧いただけますでしょうか。

今年度の農家相談会の実施についてですが、11月4日から11月27日の間にかけて市内計14カ所の会場で農家相談会を実施しましたので市全体で出された内容、件数を報告します。

昨年度は49件の相談がありましたが、本年度は新型コロナウイルス感染症防止のためかは不明ですが、計30件の相談がありました。

担当区域の農業委員、農地利用最適化推進委員が一堂に会する相談会とは別ですが、引き続き担当地区の農家の相談については引き続きお願いしたいと思います。

お忙しい中、ありがとうございました。

議 長

農家相談会においては、忙しい中、本当にありがとうございました。 事務局が配布した結果を見ると、相談の大部分が賃貸借になっています。農地利用の最 適化は農業委員会の最大の使命ですので、高齢で作れないとか後継者がいないといった農 地の相談には地域でマッチングを行ってほしいと思います。

また、今回の農家相談会では地域ごとで農業者年金の推進会議も開催してもらいましたが、これからの時期、動きやすくなってくると思いますので引き続き農業者年金の推進をお願いします。年金の難しい説明は事務局にお願いすればいいと思いますので、先ずは声掛けをお願いしたいと思います。対象者があればまずは事務局にお願いしたいと思います。

依藤委員

私も農業者年金を農業者に勧めてみたのですが、中には50代の方が多いように思います。加入したとしても老後にもらえる年金もわずかですので国民年金のように追加で支払うとか言った制度の検討をするべきではないかと思います。

議 長

農業者年金は若い人が入ると断然有利な年金になってきます。確定申告などで社会保険料控除として申告もできますし、住民税も軽減されます。また、年によっては収入が多かった時には多めに払うこともできるため、特に所得の多い方にメリットがあります。

皆さんのネットワークを使って加入推進を進めていってほしいと思います。

議長

以上を持ちまして令和2年度 第9回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。

閉会 午後3時30分